

## 第24号議案

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

平成27年度から平成29年度までの第6期芦屋市介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率を改定するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施時期を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例

芦屋市介護保険条例（平成12年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「30,480円」を「32,880円」に改め、同条第2号中「33,480円」を「46,080円」に改め、同条第3号中「45,720円」を「49,320円」に改め、同条第4号中「61,080円」を「59,280円」に改め、同条第10号中「122,160円」を「135,000円」に改め、同号を同条第14号とし、同条第9号中「114,480円」を「123,120円」に改め、同号ア中「1,000万円未満であって」を「800万円未満である者であり、かつ」に、「者」を「もの」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ若しくは第13号イ」を加え、同号を同条第11号とし、同号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 123,480円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 131,760円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第8号中「106,800円」を「115,200円」に改め、同号ア中「であって」を「である者であり、かつ」に、「者」を「もの」に改め、同号イ中「次号イ」

の次に「，第12号イ若しくは第13号イ」を加え，同号を同条第10号とし，同条第7号中「91，560円」を「98，760円」に改め，同号ア中「400万円未満であって」を「290万円未満である者であり，かつ」に，「者」を「もの」に改め，同号イ中「若しくは第9号イ」を「，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イ」に改め，同号を同条第8号とし，同号の次に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 99，120円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

第4条第6号中「76，320円」を「82，320円」に改め，同号ア中「125万円」を「120万円」に，「であって」を「である者であり，かつ」に，「者」を「もの」に改め，同号イ中「第8号イ若しくは第9号イ」を「第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イ」に改め，同号を同条第7号とし，同条第5号中「67，080円」を「72，360円」に改め，同号ア中「125万円」を「120万円」に，「であって」を「であり，かつ」に改め，同号イ中「第7号イ，第8号イ若しくは第9号イ」を「第8号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イ」に改め，同号を同条第6号とし，同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 65，880円

第6条第3項中「ハ」を「ニ」に，「又は第6号ロ」を「，第6号ロ，第7号ロ，第8号ロ又は第9号ロ」に，「から第6号」を「から第9号」に改める。

附則に次の1条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第8条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき，法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については，介護予防及び生活支援の体制整備の

必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

2 医療介護総合確保推進法附則第14条第3項の規定に基づき、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

3 医療介護総合確保推進法附則第14条第4項の規定に基づき、法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市介護保険条例第4条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参 照 1

芦屋市介護保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

平成27年度から平成29年度までの第6期芦屋市介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率を改定するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施時期を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 保険料段階及び保険料率の変更（第4条関係）

第6期芦屋市介護保険事業計画期間のサービス量等の推計により、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料段階及び保険料率を次のとおり改定する。

改正案			現 行		
保険料段階	保険料率		保険料段階	保険料率	
	月額	年額		月額	年額
第1段階	2,740円	32,880円	第1段階	2,540円	30,480円
			第2段階	2,790円	33,480円
第2段階	3,840円	46,080円	第3段階 (特例)	3,560円	42,720円
第3段階	4,110円	49,320円	第3段階	3,810円	45,720円
第4段階	4,940円	59,280円	第4段階 (特例)	4,580円	54,960円
第5段階	5,490円	65,880円	第4段階	5,090円	61,080円
第6段階	6,030円	72,360円	第5段階	5,590円	67,080円
第7段階	6,860円	82,320円	第6段階	6,360円	76,320円
第8段階	8,230円	98,760円	第7段階	7,630円	91,560円
第9段階	8,260円	99,120円			
第10段階	9,600円	115,200円	第8段階	8,900円	106,800円

第11段階	10,260円	123,120円	第9段階	9,540円	114,480円
第12段階	10,290円	123,480円			
第13段階	10,980円	131,760円	第10段階	10,180円	122,160円
第14段階	11,250円	135,000円			

\* 保険料段階の内容

改正案		現行	
保険料段階	内容	内容	保険料段階
第1段階	本人が生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者のもの又は世帯全員が市民税非課税者で本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下のもの	本人が生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者のもの	第1段階
		世帯全員が市民税非課税者で本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下のもの	第2段階
第2段階	世帯全員が市民税非課税者で本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え、120万円以下のもの		第3段階 (特例)
第3段階	世帯全員が市民税非課税者で本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超えるもの		第3段階
第4段階	本人が市民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下で、世帯に市民税課税者がいるもの		第4段階 (特例)
第5段階	本人が市民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え、世帯に市民税課税者がいるもの		第4段階
第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>120万円未満</u> のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>125万円未満</u> のもの	第5段階
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>120万円以上190万円未満</u> のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>125万円以上190万円未満</u> のもの	第6段階

第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>190万円以上290万円未満</u> のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>190万円以上400万円未満</u> のもの	第7段階
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>290万円以上400万円未満</u> のもの		
第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円以上600万円未満のもの		第8段階
第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>600万円以上800万円未満</u> のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>600万円以上1,000万円未満</u> のもの	第9段階
第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>800万円以上1,000万円未満</u> のもの		
第13段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>1,000万円以上1,500万円未満</u> のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>1,000万円以上</u> のもの	第10段階
第14段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>1,500万円以上</u> のもの		

(2) 条文中で引用する介護保険法施行令の条項の整理（第6条関係）

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置（附則第8条関係）

ア 介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成29年4月1日から行うものとする。

イ 在宅医療・介護連携推進事業については、その円滑な実施を図るため、平成30年4月1日から行うものとする。

ウ 生活支援体制整備事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成28年4月1日から行うものとする。

### 3 施行期日等

(1) 平成27年4月1日

(2) 改正後の2(1)の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。



介護保険法施行令抜粋（平成27年4月1日施行）

（特別の基準による保険料率の算定）

第39条 前条第1項の規定にかかわらず，特別の必要がある場合においては，市町村は，基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において，市町村は，第9号に掲げる第1号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し，当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

- (1) 次のいずれかに該当する者 10分の5を標準として市町村が定める割合
  - イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって，次のいずれかに該当するもの（ロに該当する者を除く。）
    - (1) 市町村民税世帯非課税者
    - (2) 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
  - ロ 被保護者
  - ハ 市町村民税世帯非課税者であって，当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり，かつ，イ，ロ又はニに該当しないもの
  - ニ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（(1)に係る部分を除く。），次号ロ，第3号ロ，第4号ロ，第5号ロ，第6号ロ，第7号ロ，第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当する者 10分の7.5を標準として市町村が定める割合
  - イ 市町村民税世帯非課税者であって，当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が120万円以下であり，かつ，前号に該当しないもの
  - ロ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（(1)に係る

る部分を除く。), 次号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。)

(3) 次のいずれかに該当する者 10分の7.5を標準として市町村が定める割合  
イ 市町村民税世帯非課税者であり, かつ, 前2号に該当しないもの

ロ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。)

(4) 次のいずれかに該当する者 10の9を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって, 当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり, かつ, 前3号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。)

(5) 次のいずれかに該当する者 10分の10を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 10分の10を超える割合で市町村が定める割合  
イ 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって, その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号ロ, 第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合  
イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未

満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

2 市町村は、前項の規定により、同項各号定める割合、同項第6号イ、第7号イ、第8号イ及び第9号イに規定する額並びに同項第9号に掲げる第1号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

(第3項及び第4項省略)

介護保険法抜粋（平成27年4月1日施行）

(地域支援事業)

第115条の45 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等を

している住所地特例適用被保険者を含む。第3項第3号及び第115条の49を除き、以下この章において同じ。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を行うものとする。

- (1) 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)に対して、次に掲げる事業を行う事業(以下「第1号事業」という。)

イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業(以下この項において「第1号訪問事業」という。)

ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業(以下この項において「第1号通所事業」という。)

ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第1号訪問事業若しくは第1号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業(以下この項において「第1号生活支援事業」という。)

ニ 居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業又は第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業(以下「第1号介護予防支援事業」という。)

- (2) 被保険者(第1号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業を除く。)

- 2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等と

なることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- (4) 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）
- (5) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

(第6号省略)

(第3項から第5項まで省略)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律抜粋（平成27年4月1日施行）

## 附 則

第14条 第3号施行日前に市町村が第3号新介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、同号ロに規定する第1号通所事業及び同号ハに規定する第1号生活支援事業を実施する者の確保が困難であることその他の事情により第3号施行日から同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあっては、第3号施行日以後第3号施行日から平成29年3月31日までの間において当該市町村(以下この項、次項及び附則第30条において「特定市町村」という。)の当該条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う第3号新介護保険法の規定による地域支援事業については、第3号新介護保険法第115条の45第1項、第115条の45の2第2項、第115条の45の3（同条第1項の指定に係る部分を除く。）、

第115条の45の4，第115条の45の7，第115条の45の8，第115条の46第1項（第1号介護予防支援事業に係る部分に限る。），第115条の47第4項から第7項まで及び第9項，第122条の2，第123条第3項，第124条第3項，第126条第1項，第152条並びに第153条の規定は適用せず，第3号旧介護保険法第115条の45第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。），第2項及び第7項，第115条の47第4項から第7項まで，第122条の2，第123条第3項，第124条第3項，第126条第1項，第152条並びに第153条の規定は，なおその効力を有する。

（第2項省略）

3 第3号施行日前に市町村が第3号新介護保険法第115条の45第2項第4号に掲げる事業を実施する医療に関する専門的知識を有する者の確保が困難であることその他の事情により第3号施行日から当該事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあつては，第3号施行日以後第3号施行日から平成30年3月31日までの間において当該市町村の当該条例で定める日までの間は，当該市町村が行う第3号新介護保険法の規定による地域支援事業については，同項（同号に掲げる部分に限る。）及び第3号新介護保険法第115条の45の10の規定は，適用しない。

4 第3号施行日前に市町村が第3号新介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業を実施する者の確保が困難であることその他の事情により第3号施行日から当該事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあつては，第3号施行日以後第3号施行日から平成30年3月31日までの間において当該市町村の当該条例で定める日までの間は，当該市町村が行う第3号新介護保険法の規定による地域支援事業については，同項（同号に掲げる部分に限る。）の規定は，適用しない。

（第5項省略）